

令和6年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和6年6月27日(木)
午前10時00分から正午まで
場 所 オンライン会議(CiscoWebex)
ホスト会場: 県庁議会棟第14会議室

1 開会

2 議事

(1) 圏域ごとの現状報告(資料2)

- ・鳥取市
- ・東部4町
- ・中部
- ・西部

(2) 災害対策について

- ・医療的ケア児等避難訓練報告(大山町)(資料3)
- ・医療的ケア児の災害対策に関する話題提供(資料4)

(3) 県からの事業報告

- ・医療的ケア児等支援センターの活動状況について(資料5)
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修について
(資料6～8)
- ・鳥取県障がい者プランの改定について(資料9)
- ・令和6年度医療的ケア児者に関わる県事業予算について(資料10)

3 その他

4 閉会

R6鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第1回）名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考
1	長谷川 麻野	鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員	部会長
2	保木本 悠二	社会医療法人明和会医療福祉センター相談支援センター サマーハウス副主任ソーシャルワーカー	
3	椿 圭子	社会福祉法人あしーど 障害者生活支援センターすてっぷ(所長 相談支援専門員)	新
4	田村 浩樹	八頭町福祉事務所 主任	新
5	黒田 昌典	倉吉市福祉課係長	欠席
6	橋本 剛	米子市障がい者支援課担当課長補佐	

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長	
2	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	
3	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長	
4	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 次長	
5	坂本 万理	医療法人同愛会 医療支援型グループホーム博愛 サービス管理責任者	
6	宮脇 弘樹	鳥取県立鳥取養護学校 教頭	新
7	浦富 祐子	保護者(鳥取県立皆生養護学校元PTA会長)	
8	中村 瑞枝	鳥取市障がい福祉課 知的障害者福祉司	
9	徳重 洋介	鳥取市障がい福祉課 主幹	
10	礪江 美香	障害者支援センターくらのよし 相談支援専門員	新

【事務局】

	氏名	所属・職	
1	小谷 智子	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長	
2	中嶋 浩一	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長補佐	
3	松本 剛志	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 課長	
4	岸田 直美	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 課長補佐	
5	赤瀬 梨沙	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 保健師	

鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べる者が、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

鳥取市(東部圏域)における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

○R5.11.28 コアメンバー打合せ実施

- 内容;①鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業のため行った医療的ケア児等・重症心身障がい児者の送迎助成に関するアンケート結果について
- ②8月の台風7号の影響について(鳥取市地域自立支援協議会相談支援部会での意見)を受けて保護者等にも改めて自分たちでできる災害に向けた準備(災害時にも使えるノートの普及や災害時に活かせる具体的な方法)を広められたら
- ③次回ワーキングでは、「医療的ケア児等送迎支援事業」の周知、「災害時にも使える対応ノート」の周知(学校参観日・データによる記載)を予定

2 災害時の対応について

○R5.6月から、福祉サービスの受給者証の交付の際、「避難行動要支援者支援制度」案内文書を送付し、個別避難計画作成をすすめている。

○R6.4.23 から毎月 令和6年度第1回鳥取市地域共生推進連絡会議

内容;鳥取市地域共生社会推進会議の「推進会議」、「推進庁内会議」、「推進連絡会議」が設置。各種関係機関等が分野をこえて連携し、総合調整等を行う。推進連絡会議では、地域防災対策の課題や対策について、一般住民と自ら避難行動が困難な要支援者の2グループに分かれて、現状把握から働きかけ方等をまとめていく。

○R6.5.29 災害時の医療的ケア児への対応に係る関係者打合せ参加

内容;小児慢性特定疾病児童のなかで、申請時の医師意見書から「重症患者認定基準」や「人工呼吸器装着認定基準」に該当の児童の人数や状況の把握はできているが、一人一人の避難計画の作成については不十分。今後は個別避難計画策定プロジェクトとして、最重症児童から順番に個別避難計画を作成していくため協力していただける保護者を検討。

○モデルケースの検証状況

進捗なし

3 その他

○R4.4月～鳥取市で日常生活用具給付助成の種目に人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリーが加わった。市報掲載、市ホームページ掲載により周知。

→対象範囲はR5.8月から変更。常時人工呼吸器を装着で医師の書面により証明されたもの。R5年度給付実績は3人。

○鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業実施要綱により、「鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業利用者登録要領」と「鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金交付要綱」を制定。(広報資料添付)

補助対象者になりそうな人へ、ニーズ調査を行い、福祉タクシー事業者や医療的ケア児等支援センター
東部相談窓口マネージャーと検討会をして様式等を練った。

○各種団体行事参加

・鳥取市肢体不自由児者父母の会行事参加

R5.10.1 療育キャンプ;「災害時にも使える対応ノート」について重要性・書き方説明、音楽療法

R5.11.22 レクリエーション;医療的ケア児等の保護者が、「災害時にも使える対応ノート」を担当の相談支
援専門員と共に記入

課題;家族だけでのノート記入は困難。ノート作成の啓発方法

・鳥取県医療的ケア児等家族会おはなしかい参加

R5.12.16;医療的ケア児等の家族と支援者との情報交換

○研修会受講

R5.11.5 「NICU からの医療的ケア児の在宅移行支援における課題と連携体制の検討～～はじめの一步
のためのチームづくり」;鳥取市ワーキングメンバーで受講

東部 4 町における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

東部 4 町合同での部会の開催はなし。必要に応じて開催を検討する。

・各町の状況

岩美町：令和 5 年度は未開催。議題が生じた際に随時開催。対象児童数は 2 名。

若桜町：対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

智頭町：対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

八頭町：年に数回、教育委員会・委託相談支援事業所・学校とで協議を実施。

対象児童数は 4 名。

市町村名	岩美町	把握している医ケア児童	2 名
課題	災害時の医療的ケア児に対する支援について		
令和 5 年度 取組内容	前年度までの取組みを継続し、災害時の医療的ケア児に対する支援について対応を検討。対象者の保護者から現状や課題を聞き取りながら、特に関係者間での支援に関する情報の共有方法等について検討を行った。		
令和 6 年度 取組計画	前年度までの取組みを継続し、支援方法・支援内容等についてさらに深めていくとともに、ほかの対象者の対応についても併せて検討を行う。		

市町村名	八頭町	把握している医ケア児童	4 名
課題	児童の学校送迎について		
令和 5 年度 取組内容	特別支援学校に在籍し、スクールバスや公共交通機関等を利用した通学が困難な児童生徒に対し、通学に係る送迎支援を行っている。年に 1、2 回程度、事業の現状と課題を協議し、情報共有を行う会を教育委員会、委託事業所、学校とで実施している。令和 5 年度は令和 5 年 5 月 18 日、12 月 19 日、令和 6 年 3 月 19 日に実施し、利用児童の近況共有・課題について協議。送迎支援については利用者や学校等から高評価を得ている事業だが、車両・看護師などの確保が継続課題となっている。		
令和 6 年度 取組計画	関係者会議の開催について →通学支援については令和 5 年度から引き続き、人材確保が課題。当該事業の継続がなければ通学が途絶する可能性のある児童がおり、いかに事業を継続していくかが今後の課題となっている。今後も関係機関で協議を行い、事業継続が可能な方法を検討していくこととする。		

2 災害時における医療的ケア児等の対応について

○災害時モデルケースの検証状況（岩美町）

<p>モデル ケース 1</p>	<p>【モデルケースの概要】</p> <p>ケース 1 掲載省略</p> <p>【検証状況】</p> <p>○災害時対応ノートの作成(項目の記入等)に当たっては、特に課題等なし。</p> <p>○作成したノートを踏まえ、作成にあたり想定した災害への対応について次の課題が考えられる。</p> <p>◆電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・非常用バッテリーにより、半日程度は機器を使用可能。その後は車に装備している 100V コンセントから電源をとることができるが、発電量が限られているため、十分な機器の使用には不安がある。 <p>◆自宅に留まる判断</p> <ul style="list-style-type: none">・避難所が開設されており、また、今後災害の状況がどうなっていくかわからないため、自宅に留まる判断をするタイミングが難しい。 <p>○なお、避難が必要になった場合は次の課題が考えられる。</p> <p>◆移動</p> <ul style="list-style-type: none">・避難する場合、必要な機器等がかなりの量になるため、車で移動する場合も一度では積み切れないと思われるほか、協力者を要すると思われる。 <p>◆避難所での生活</p> <ul style="list-style-type: none">・機器の作動音などが他の避難者の迷惑とならないか心配。 <p>◆病院の受入</p> <ul style="list-style-type: none">・父親が仕事により家に居ない場合が多い。その場合、避難する際は母親が医療的ケア児本人だけでなく子全員を一緒に連れて行かなければならない。しかし、かかりつけの病院からは「病院に避難してもらうことは可能だが、本人と保護者のみしか受け入れられない」と言われている。 <p>○災害時対応ノートの共有について、個人情報の取り扱いに注意を要</p>
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	することから、共有方法や共有範囲等について課題を整理し、対応を検討する必要がある。現在、対象者の保護者の意見を聞き取りながら検討を行っている。具体的な共有には至っていない。
--	----------------------------------------------------------------------------------------

3 その他

鳥取県中部圏域における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

中部圏域障がい者地域自立支援協議会（医療的ケアの必要な障がい児者支援部会）

<実績>

令和5年度第1回

日時：令和6年2月27日（火）

内容：医療型ショートステイについて

①中部圏域の現状の情報共有

- ・中部圏域の実施事業所の利用状況と課題把握

<現状>

中部圏域の現状の情報共有

1市4町の支給決定と利用状況の確認

サービス実施を行っている3病院を利用したうえで感じたことの共有

<今後の対応>

利用する上での状況を中部医師会に報告。

令和6年度中部圏域自立支援協議会医ケア部会にて利用方法について意見のすり合わせを行う。

<計画>

令和6年度第1回

日時：令和6年7月頃予定

内容：医療型ショートステイについて 他調整中。

2 災害時の対応について

○モデルケースの検証状況

- ・令和4年度までに検証・検討（1ケース）したが、他ケースへの汎化（作成）は難しい。

○圏域における取組について

①災害時対応ノートの周知、活用

- ・ケースによって必要な医療、物品が異なるため、各市町で医療的ケアが必要なケースの実態把握を行い、個別に対応する。
- ・圏域協議会相談支援部会において、相談支援事業所に対するノート作成等の協力を依頼する（令和6年5月依頼済）。

3 その他

特になし

西部圏域における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

令和5年度第1回

日時：令和6年3月28日（水）

内容： 令和5年度西部地区、鳥取県の動きについて

※鳥取県の動きについては、県子ども発達支援課 伊藤補佐から説明を受ける
令和6年度事業予算について

2 災害時の対応について

○モデルケースの検証状況

【モデルケースの概要】

- ・ノート作成済ケース → 作成後、検証作業を行おうとするが、体調不良などもあり停滞。
- ・新規作成ケース → 相談支援事業所を通じて新規ケース開拓を進め、1件該当ケースを見込んだが体調不良のため未実施。

【検証結果】

上記の理由により、検証は行えていない。

- ・新規作成者の選定について

医療的ケアを必要とする方のケース選定は簡単なことではない、重度の方であれば、体調を崩しやすいことが想定される。ある程度の年齢で、体調も安定した方を選定すれば検証なども行えるのではないかと。

- ・ノートの周知について

ノートが完成した際、2～3年前に各相談支援事業所へ周知し対象者を募った。再度の周知を図るのであれば、その際と同じように、相談支援専門員を通じて当事者家族に伝わる形が良いと思われる。

- ・西部医ケア部会でのノートの取扱いについて

内容を細かく検証する、或いは対象者の選定にこだわらず、どんどん作成していくなど、方法は様々だと思う。様式も簡単に県HPからダウンロードできるので、作成数を増やして、使いづらい部分など洗い出していくのもよいと思われる。

○圏域における取組について

- ・日常生活用具（自家発電機と蓄電池）の対象追加について

R4年度から追加した米子市からの実績報告。

- ・医ケアコーディネーターについて

西部9市町村のうち、未配置自治体が今もある。R6年度以降も配置の呼びかけを継続。（県）

- ・医療的ケアに関する各事業（制度）の理解について

県の制度など理解するため、実際のケースを例に勉強会、報告会などあれば理解が深まるのでは。

3 その他

令和 6 年 6 月 27 日
子ども発達支援課

大山町における医療的ケア児等避難訓練について（報告）

1 目的

災害時における医療的ケア児等の避難者の受入・対応手順等を確認することにより、関係機関が連携した対応能力の維持・向上を図る。

2 日時

令和 5 年 10 月 22 日（日）午前 9 時～10 時 30 分

3 場所

保健福祉センターなわ（大山町御来屋 467）

4 参加機関等

大山町、鳥取大学医学部附属病院、株式会社フィリップス・ジャパン（医療機器会社）、日本海三菱自動車販売株式会社、鳥取県

5 主要訓練項目

- ・医療的ケア児等の受け入れを想定した避難所における福祉スペースの立ち上げ手順の確認（ゾーニング等）
- ・大山町災害対策本部と避難所との連絡手順等、連携態勢の確認
- ・医療的ケア児等の受入手順の確認
- ・協定に基づく民間事業者からの電動車両の借り受け、電動車両から医療機器への給電手順の確認

6 訓練内容

（1）想定

災害種別：地震（震度 6 弱） 発災状況：平日・勤務時間中
被災状況：①避難所の建物に損傷なし ②停電が発生、水道・ガス・通信は使用可能

（2）内容

- ・地震発生により鳥取県に津波警報が発令
- ・町が開設した避難所の福祉スペースに医療的ケアが必要な避難者 2 名（うち 1 名は模擬人形で医療機器の使用が必要との想定）が支援者（家族）とともに避難

7 得られた知見等

(1) 避難者の受入対応等

- ・避難所で受入れた避難者の家族について、最初のうちは医療機器セッティング等で忙しく、対応した町の職員が、避難者情報の聞取りで声をかけるタイミングをつかみ辛かった（町職員）
→業務に優先順位をつけて、聞取りを早期にしないといけない理由があれば、これを避難者に伝えて聞くようにする（評価員（鳥取大学医学部附属病院 医師））
- ・避難所に到着してから、町職員から避難者への声掛けがしばらく行われず、不安になった（避難者役）
→避難者を受け入れた際は、職員がこまめにコミュニケーションをとるよう意識する必要がある（評価員 鳥取大学医学部附属病院 医師）
- ・避難者はたくさんの荷物を抱えて、医療的ケアが必要な避難者の車椅子を押し、疲れた状態で避難所にたどり着くので、避難所でのフォローをしっかりする必要がある（避難者役・鳥大看護師）
- ・三菱自動車から提供を受けた電動車両からの給電は問題なく行うことができ、停電時の有効性が確認できた（町職員）

(2) 町本部と避難所との通信連絡

- ・保健福祉センターと町災害対策本部との通信を電話で行っていたが、町本部では他の電話が殺到して繋がらない場面があった（町職員）
→無線の使用や、重要な情報で早く知らせる必要があるれば直接、職員を町本部へ派遣する等して町本部との通信体制を検討する（町職員）

8 訓練の様子







医療的ケア児の災害対策に関する話題提供 他県の取り組み事例・提案

鳥取県医療的ケア児等支援センター
(博愛こども発達・在宅支援クリニック)
玉崎章子

話題提供の内容

- 災害対策の考え方
 - 他県での取り組み～「急性期」編～
 - 他県での取り組み～「日頃の備え」編～
 - 提案
- 

災害対応の考え方



「誰かがやってくれることには限界がある」という現実を認め、
「自分たちも備える必要がある」という事実確認を持つことが大切。
大規模災害が発生すれば、その地域の皆さん全てが被災者。
警察だって、病院だって、消防だって、行政だって同じ。
急性期においては「自分の命は自分自身で守ること」を意識する。
そのために平時にしっかりと「備え」をする。
関係者は平時にしっかりと「支援」する。



他県での取り組み

～「急性期」編～

2016年4月 熊本地震

合志市のNPO法人NEXTSTEP：障害福祉サービス事業所

医療的ケア児と家族を事業所に受け入れて職員が対応した。

地域の避難所や福祉避難所へ行くケースは少なく、自家用車内の避難が多かった。

→行政が、避難状況やニーズの把握をすることが困難だった。

患者家族のグループLINEによる情報共有・交換が有用だった。

特別支援学校が避難所になった→福祉子ども避難所の設置へ

避難者のエリア分け：一般避難者と在校生・卒業生の家族で分けた。

女性のための更衣室、授乳室、おむつ交換室

避難者からボランティアを募る

清潔、不潔のルールを徹底

課題：運営主体はどこか？

バリアフリー、マンパワー、医療的ケア、発電設備、医療との連携

福祉サービス事業所との連携、収束の仕方

2018年9月 北海道胆振東部地震（ブラックアウト）

札幌市内の医療法人稲生会：訪問診療＋医療型特定短期入所

人工呼吸器、在宅酸素、吸引等必要な患者への安否確認を電話で実施。

終日人工呼吸器装着児について、職員が道内の医療機関へ入院を調整した。

睡眠中のみ装着など、呼吸状態の程度によって調整を行った。

マンションの高い階に住んでいる筋ジストロフィーの方はエレベーターが止まってしまい、

家族のみで非難ができず、職員を派遣し、階段を降りた。

自宅避難した事例

予備バッテリー、自家用車から電源供給

自宅避難に限界を感じ、避難できる病院を探したが、「緊急でない避難」と判断され、

なかなか避難ができなかった。

詳細：資料公開あり

2019.3.18 厚生労働省医政局地域医療計画課 第8回 在宅医療及び医療・介護連携に関するWG
「ブラックアウト時の在宅人工呼吸器患者への対応について」

2019年9月 台風15号（千葉県64万戸長期停電）

千葉県立リハビリテーション病院

医療機関も停電になった。

※医療機関が停電になると、一番に空調が止まる。

入所している患者さんが熱中症になった。

→避難先を病院にしない（こだわらない）

通所事業所やヘルパー事業所での16家族の宿泊受け入れ

在宅障害児者の安否確認は、相談支援専門員、訪問看護師、支援学校担任、在宅酸素・呼吸器業者が実施。

→複数人から安否確認の連絡があることにより、家族も疲労…。

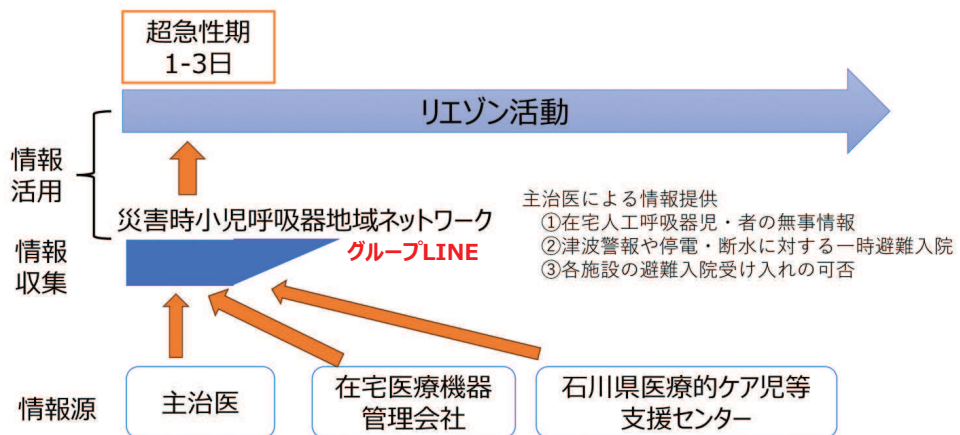
事前に避難先の候補を挙げておくことが重要。

→個別避難計画の作成が進んだ。

2024年1月1日 能登半島地震

能登半島北部・中部在住の医療的ケア児4名。

なんとか電源を確保していたが、枯渇してきた事例については、リエゾンに報告。防災ヘリ→救急車搬送で病院入院。



2018年9月～

<災害時小児呼吸器地域ネットワーク>

日本小児科学会と日本小児神経学会で、在宅人工呼吸器管理の小児を対象とした災害時小児呼吸器地域ネットワークが作られている。各都道府県で代表が決まっている。



他県での取り組み

～「日頃の備え」編～

愛媛県今治市 個別避難計画作成のための地域調整会議

基幹病院医師、看護師、MSW

訪問看護師 ★

訪問介護員

放課後等デイサービス事業所

特別支援学校教員

相談支援専門員 ★

自治会長

保健所 保健師 ★

市の災害担当課

市の障害福祉課

消防本部警防課

★医療的ケア児等コーディネーター

仙台市 周産期福祉避難所

医療系の大学や専門学校を活用した福祉避難所

災害発生時に否定指南所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを「周産期福祉避難所」として指定。

※実習を行うためにベッドが置いてある。

※実技練習のための吸引器やチューブが置いてある。

福島市HPより
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kikikanri-k/bosai/bosaikiki/plan/hotel.html>

福島市 災害時におけるホテル・旅館への避難について

- 利用できるとき
水害時に市が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した時から
または地震・火山等の災害による避難所開設した時から
- ホテル・旅館での受け入れ対象者
①妊娠28週目から産後2か月までの妊産婦
②医療的ケア児
③介助者（①は原則1名、②は原則2名まで）および同居する小学生までのお子さん
- 受入可能施設
市内のホテル・旅館17施設

協定先である福島市旅券ホテル協同組合の加盟ホテルの協力を得て、医療的ケア児の家族を対象に施設見学会を実施。
駐車スペースや段差、部屋の大きさなどを実際に確認。

岡山県 NPO法人輝くママ支援ネットワークぱらママ 避難シミュレーション「避難ピング」

- 避難手段・一時避難所として、キャンピングカーを活用。
- 医療的ケア児家族からのSOSを受け、医療機器を動かす命綱である電源と衛生面、プライバシー確保可能なキャンピングカーとのマッチングシステムを構築。
- キャンプを通して、キャンピングカーの使い方を練習。



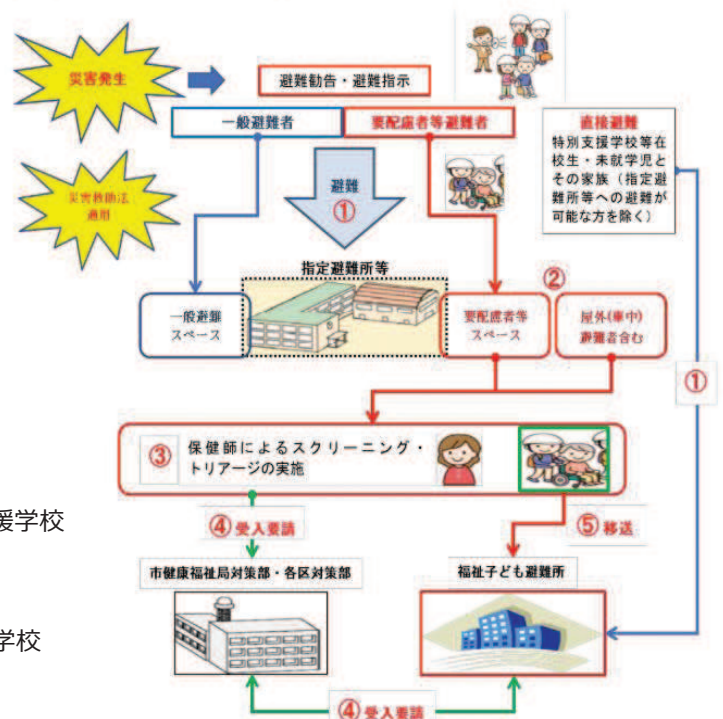
医療的ケア児の避難支援ネットワークHPより
<https://www.hinanping.com/about/>

熊本市 福祉子ども避難所

- 市内の特別支援学校6校の内、熊大及び県立4校と「福祉子ども避難所」設置に関する協定を締結し、市立1校については指定を行った。
- 特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障がい児とその家族は、自宅等から直接避難が可能。

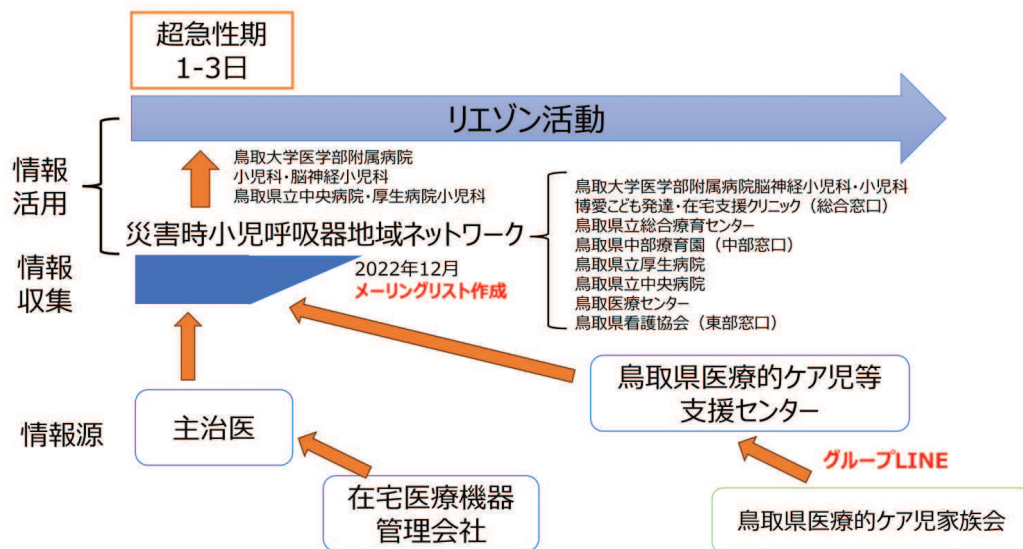
- 熊本大学教育学部附属特別支援学校
- 熊本県立盲学校
- 熊本県立熊本聾学校
- 熊本県立熊本支援学校
- 熊本県立熊本かがやきの森支援学校
- 熊本市立平成さくら支援学校

【受入のイメージ】 熊本市発表をもとに内閣府作成



提案

急性期の（医療面）ニーズ把握のイメージ





避難先の確保と日頃の備え

- 全県で日吉津村、大山町での避難訓練の共有
 - 福祉避難所の在り方、開設場所の検討
 - 事前の情報公開と利用の仕方について情報提供
- 個別避難計画の作成、災害時にも使える対応ノートの作成
 - 本人・家族・支援者に災害時のイメージを持ってもらう。「我がこと」としての意識づけ。
 - 個々の事例で、障害福祉サービス事業所の事業持続計画（BCP）との紐づけ。
- 日常生活用具給付を活用した蓄電池・自家発電機の購入と制度の周知
 - 日頃から使用する機会を設けるよう働きかけ。
 - 例）アウトドアイベント、おうちでバッテリー使ってみようDAY

鳥取県医療的ケア児等支援センターの活動状況について（報告）

令和6年6月27日

子ども発達支援課

1 令和5年度活動実績

(1) 鳥取県医療的ケア児等支援センター（以下「支援センター」）の概要

ア 事業目的

医療的ケア児の支援に関する専門性の高い相談に総合的に対応し、All-Tottori で行う子どもと家族の地域生活支援、関係機関への適切な支援を行う。

イ ミッション

- (ア) 県内の支援者全員で、子どもたちと家族の地域生活を支援できる体制を作ります。
- (イ) 子どもたち、家族、支援者のニーズに合った情報の発信と共有を行います。
- (ウ) 家族、支援者と連携しながら課題解決を行います。
- (エ) 医療、福祉、保育、教育、保健のつながりを大切にします。

ウ 事業内容

(ア) 設置状況

圏域	運営	スタッフ	後方支援 看護師
総合窓口（西部）	社会医療法人同愛会博愛子ども発達・在宅支援クリニック（委託）	センター長（医師） マネージャー（看護師、理学療法士）	鳥取県立総合療育センター
東部相談窓口	公益社団法人鳥取県看護協会（委託）	マネージャー（看護師）	鳥取県立鳥取療育園
中部相談窓口	鳥取県立中部療育園	マネージャー（児童指導員）	鳥取県立中部療育園

(イ) 業務

相談支援、関係機関との連携・調整、人材育成、保護者間交流、情報発信

(2) 実績 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)

ア 相談件数 (のべ)

(単位：件)

	東部	中部	西部	合計
来所	3	4	14	21
電話	46	59	200	305
メール	9	4	78	91
FAX	0	0	0	0
オンライン	4	2	9	15
訪問	3	13	7	23
その他	0	4	2	6
合計	65	86	310	461

イ 相談内容

相談者 圏域	保護者			園関係			教育関係			医療関係			行政関係			福祉関係			その他			計	圏域別計		
	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西	東	中	西		東	中	西
生活	1	6	2	0	0	0	0	1	0	1	4	3	0	0	1	1	4	6	1	0	0	31	4	15	12
就園や就学	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	0	0	0	0	2	12	4	3	5
園・学校での支援	0	1	0	0	1	0	0	6	1	0	2	2	0	0	1	0	1	1	0	0	1	17	0	11	6
事業所等での支援	0	3	3	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	2	0	5	1	0	0	0	19	0	11	8
制度や手続き	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	0	0	11	5	1	5
医療	3	5	0	0	0	0	1	7	0	0	8	0	0	0	1	0	5	2	0	0	1	33	4	25	4
受入れ体制整備	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	3	0	2	10	1	1	11	0	0	2	39	4	3	32
研修希望	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	4	0	0	4
その他	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0	3	2	0	0	4	0	0	3	0	1	9	32	0	9	23
合計	7	19	14	0	2	0	4	15	7	2	20	12	1	5	25	6	16	25	1	1	16	198	21	78	99
	40			2			26			34			31			47			18						

ウ 後方支援看護師への依頼件数

	実人数	のべ件数	主な依頼内容
東部	3	5	就園希望ケース、相談対応
中部	15	121	学校生活での医療的ケア児看護支援、就園にあたる支援、会議への参加
西部	13	24	公立小学校の受入れ体制整備

エ その他

研修・会議等

2 令和6年度活動予定

(1) 連携推進会議 7月4日開催予定

(2) 医療的ケア児コーディネーター養成研修 10月4・5日、11月15・16日の4日間開催予定

令和5年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 結果概要

1 研修概要

※事前学習（動画視聴）＋集合研修

日程	時間	概要
1日目 令和5年10月13日（金）	9:30～17:00	講義、パネルディスカッション
2日目 令和5年10月14日（土）	9:00～16:10	講義、計画作成のポイント講義・演習
3日目 令和5年11月3日（金）	9:00～17:00	障がい児支援利用計画作成を通じた演習
4日目 令和5年11月4日（土）	9:00～17:00	演習、模擬担当者会議、意見交換、振り返り

2 医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 22名

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	4		1	5
看護師	5	6	1	12
保健師	1	2		3
作業療法士	1			1
MSW		1		1
圏域合計	11	9	2	22
市町村内訳	鳥取市 10名 岩美町 1名	倉吉市 7名 北栄町 2名	米子市 2名	

※（参考）H30～R5 累積

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	28	10	25	63
看護師	27	14	17	58
保健師	5	9	6	20
MSW	0	1	0	1
保育士	1	0	1	2
理学療法士	1	0	1	2
作業療法士	2	1	0	3
社会福祉士	1	2	0	3
サービス管理責任者	0	0	1	1
児童発達支援管理責任者	1	0	2	3
介護員	0	1	0	1
児童指導員	1	0	0	1
心理士	1	0	0	1
事務職	0	0	1	1
圏域合計	68	38	54	160
市町村内訳	鳥取市 59名 岩美町 4名 若桜町 1名 智頭町 1名 八頭町 3名	倉吉市 27名 湯梨浜町 4名 琴浦町 1名 北栄町 5名 三朝町 1名	米子市 41名 境港市 8名 日吉津村 1名 大山町 1名 江府町 3名	

(未配置市町村・・・南部町、伯耆町、日野町、日南町)

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)	
					電話番号	メールアドレス		
東部	鳥取市	相談支援事業所	地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野2丁目81	0857-30-7677	t_minnanoie@yahoo.co.jp	月～金 9:00～17:00	
			相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町1丁目131	0857-36-1151	summer@mmwc.or.jp	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30	
			障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目104-2(さざんか会館)	0857-22-9511	soyokaze@tottoricity-syakyu.or.jp	月～土 8:30～17:15	
			障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6036	shirahama_shien@tottori-kousei.jp	月～金 9:00～17:00	
			鳥取市基幹相談支援センター	鳥取市富安二丁目104-2(さざんか会館)	0857-22-0678	kikansohdan@tottoricity-syakyu.or.jp	月～金 8:30～17:15	
			鳥取県看護協会 相談支援事業所こすもす	鳥取市江津318-1	0857-30-5568	cosmos@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く	
			㈱鳥取介護サービス 相談支援センター	鳥取市古海707-1	0857-30-1696	tottorikaigo-s@aroma.ocn.ne.jp	月～金 9:00～18:00	
			フレンドシップ	鳥取市の場2丁目81 リバティの場3号	0857-53-2311	friend-day@hal.ne.jp	月～金 9:30～17:10	
		医療機関	鳥取県立中央病院患者支援センター	鳥取市江津730	0857-26-2271	—	月～金 8:30～17:00	
			鳥取市立病院	鳥取市の場1-1	0857-37-1522	—	月～金 9:00～16:00	
			独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取市三津876番地	0857-59-1111	—	月～金 8:30～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く	
			訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6981	info@o-tsumugi.com	月～金 9:00～17:00	
			きずな訪問看護リハビリステーション	鳥取市興南町113-2自然堂第1ビル2F	0857-51-0151	y.kishida@kizuna123.co.jp	月～金 8:30～17:00	
			クリニック陽まり	鳥取市南吉方3-522	0857-30-1525	—	月～土 9:00～18:00(診療時間内) ※祝日を除く	
			ビュートゾルフたいう訪問看護ステーション	鳥取市桂木245-25	0857-30-7217	buurtzorg.taiyou@gmail.com	月～金 9:00～18:00 ※祝日、お盆、年末年始を除く	
		療育機関	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津730	0857-29-8889	ryoikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
		教育機関	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260番地	0857-26-3601	toriyos@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～16:30	
		障害児通所支援事業所	(株)ライフデザイン 児童発達支援・放課後等デイサービスRelieve	鳥取市興南町113-2自然堂第1ビル2F	0857-51-0291	relieve@kizuna123.co.jp	月～金 8:30～17:30	
			㈱つむぎ こどものつむぎ1号	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6976	Kodomo-tsumugi1gou@o-tsumugi.com	火～土 9:00～16:00	
			㈱つむぎ こどものつむぎ2号	鳥取市行徳2丁目432-1	0857-30-5302	Kodomo-tsumugi2gou@o-tsumugi.com	火～土 9:00～17:30頃	
		その他	共に暮らす共に生きるおしどりの家	—	090-6833-7229	oshidori.dream@gmail.com	おしどりカフェ(毎月第2土曜日13:30～15:30開催)にて相談受付(それ以外の相談はメールにてお問合せください)	
			公益社団法人鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	0857-30-2424	ikeatobu@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～16:30	
		岩美町	市町村	健康福祉課	岩美郡岩美町浦富1029番地2(岩美すこやかセンター内)	0857-73-1333	kenkou@iwami.gr.jp	月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く ご連絡は岩美町健康福祉課まで
				こども未来課	岩美郡岩美町浦富675番地1			
			障害児通所支援事業所	NPO法人きなんせこども館	鳥取県岩美郡岩美町浦富2475-33	0857-72-3512	sawa2020@triton.ocn.ne.jp	月～土 9:00～17:00
		若桜町	市町村	若桜町保健センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214	hokenc@town.wakasa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		智頭町	市町村	智頭町福祉課	八頭郡智頭町大字智頭1875番地	0858-75-4101	fukushi@town.chizu.lg.jp	月～金 8:30～17:15 ※祝日を除く
		八頭町	障害児通所支援事業所	障がい児者支援事業所サポートセンターわくわく	八頭郡八頭町安井宿26番1	0858-71-0472	wakuwaku@wind.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)
					電話番号	メールアドレス	
中部	倉吉市	相談支援事業所	障害者就業・生活支援センターくらよし	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8455	—	月～金 9:00～17:00
			倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6239	happy@nojima-hospital.or.jp	月～金 8:30～17:30 ※転送電話にて24時間受付対応
			社会医療法人仁厚会 中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根43	0858-26-2346	zaitaku@med-wel.jp	月～金 8:30～17:30 ※この時間以外は転送電話で対応
			move on	倉吉市広栄町889-9	0858-27-0083	sw-info@bb3.co.jp	月～土 9:00～18:00
		医療機関	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181	chiiren-k@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く
			藤井正雄記念病院	倉吉市山根43-1	0858-26-2111	Fujii-hp@med-wel.jp	月～金 8:30～17:30
			訪問看護リハビリステーション くらよし	倉吉市山根43-1	0858-26-1904	—	月～金 8:30～17:30
		療育機関	鳥取県立中部療育園	倉吉市上井503-1	0858-27-0780	chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		教育機関	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	Kurayo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～17:00
		市町村	倉吉市子ども家庭課	倉吉市塚町2丁目253-1	0858-22-8220	katei@city.kurayoshi.lg.jp	月～金 8:30～17:15
	湯梨浜町	医療機関	(株)ライフケア湯梨浜 訪問看護ステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	0858-35-5202	—	月～金 9:00～17:00
		相談支援事業所	相談支援センターサポートりんくす	東伯郡湯梨浜町長江310-46(生活支援センターダイジー内)	0858-32-1001	rinks@support-rikka.jp	月～金 9:00～18:00 ※転送電話にて24時間対応可能
		その他	(株)ライフケア湯梨浜 ヘルパーステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	0858-35-5201	—	月～金 9:00～17:00
	三朝町	市町村	三朝町企画健康課	東伯郡三朝町大瀬999番地2	0858-43-3506	kenkou@town.misasa.tottori.jp	月～金 8:30～17:15 (土日祝日は除く)
	琴浦町	市町村	琴浦町すこやか健康課	東伯郡琴浦町徳万591番地2	0858-52-1716	sukoyaka@town.kotoura.tottori.jp	月～金 8:30～17:15
	北栄町	市町村	北栄町健康推進課	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-5867	kenkou@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15
			北栄町教育総務課 子育て世代包括支援センター		0858-37-3224	kyouiku@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:00
			北栄町福祉課		0858-37-5852	fukushi@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)	
					電話番号	メールアドレス		
西部	米子市	相談支援事業所	社会福祉法人博愛会相談支援事業所りんく	米子市一部440番地	0859-21-1310	rinku@hakuaien.net	月～金 8:30～17:30	
			社会福祉法人地域でくらす会障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83番地3	0859-35-5647	machikura@eagle.ocn.ne.jp	月～金 8:30～17:30 ※土曜日は事前予約にて相談受付	
			障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町2丁目126-4稲田地所第5ビル1F	0859-37-2120	s-shien@sanmedia.or.jp	月～金 9:00～17:45	
			相談支援事業所われもこう	米子市河崎1414	0859-21-4123	waremoko.201210@waremoko.or.jp	月～金 8:15～17:15	
			子ども相談支援センター カモミール	米子市安倍492番地2	0859-57-7767	chamomile@sea.chukai.ne.jp	月～金9:00～17:45 土(祝日、第2、4土曜日は除く) 9:00～16:00	
		医療機関	鳥取大学医学部附属病院小児総合病棟	米子市西町36番地1	0859-38-6923	—	月～金 9:00～17:00	
			鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター	米子市西町36番地1	0859-38-6919	—	月～金 9:00～17:00	
			博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳1880	0859-29-8010	—	月～金 9:00～16:00 ※土、日、祝、 12/29～1/3は除く	
			社会福祉法人真誠会訪問看護ステーションふる里	米子市和田町1722	0859-25-1150	—	月～日 8:30～17:30 ※年中無休	
			訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎580	0859-24-6777	—	月～日 9:00～18:00 ※年中無休	
		療育機関	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原7丁目13-3	0859-38-2163	sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00	
		教育機関	県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13番4号	0859-22-6571	kaikyo-s@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00	
		市町村	米子市健康対策課	米子市錦町1丁目139番地3 ふれあいの里3階	0859-23-5452	kentai@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
			米子市子ども相談課	米子市錦町1丁目139番地3 ふれあいの里1階	0859-23-5456 0859-23-5467	kodomosoudan@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
		児童福祉施設	米子市立南保育園	米子市陽田町45番地	0859-22-5697	minami-h@city.yonago.lg.jp	月～金 10:00～17:00	
		障害児通所支援事業所	特定非営利活動法人希望の星	米子市皆生新田2丁目5番	0859-21-2080	Kibounohosi@abelia.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00	
		その他	多機能型事業所びのきお	米子市両三柳3606-1	0859-36-8887	npopinokio@gmail.com	火～金 9:00～18:00	
			米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	0859-33-1471	yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
		境港市	相談支援事業所	障害者支援センターさかいみなど	境港市外江町2072	0859-44-2520	sakaiminato_shien@tottori.kousei.jp	月～金 9:00～17:00
				相談支援センター かなで	境港市竹内町3583-12	0859-46-0033	hirose@wakoukaigo.co.jp	月～土 9:00～17:00
	SO-DAN 'まごのて			境港市夕ヶ丘2丁目88	0859-36-8588	yamasaki@t-a-d.jp	月～金 9:00～18:00	
	医療機関		こころね訪問看護ステーション中野	境港市中野町5285-1	0859-46-0262	ns-nakano@medicalcare.jp	8:30～17:00 日曜祝日休日	
	市町村		境港市健康づくり推進課	境港市上道町3000	0859-47-1042	kenko@city.sakaiminato.lg.jp	月～金 8:30～17:15 ※相談で来所される場合は事前に 連絡をください	
	日吉津村	市町村	日吉津村福祉保健課	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-5952	fukushihoken@vill.hiezu.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
	大山町	相談支援事業所	障害者生活支援事業所はまなす	西伯郡大山町田中1383	0858-58-6161	hamanasu@sasakicl.jp	月～金 8:30～17:30	
			相談支援事業所リリーフ	西伯郡大山町飯戸1097	0859-57-8318	relief0213@gmail.com	月～金 8:45～17:30 (水 8:45～15:30)	
	江府町	相談支援事業所	社会福祉法人尚仁福祉会 相談支援事業所 江美の郷	日野郡江府町大字久連7番地	0859-72-3210	soudansien@syoujn.or.jp	月～金 8:30～17:30	

令和5年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 結果概要

1 研修概要

日時：令和6年2月28日（水）13:00～17:00

内容：事例を用いた演習（グループワーク）（ニーズ整理、事例の掘下げ、支援方法の検討）
情報交換

2 修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 8名

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員		1	1	2
看護師	2	1	1	4
心理士	1			1
児童発達支援管理責任者	1			1
圏域合計	4	2	2	8
市町村内訳	鳥取市 4名	倉吉市 1名 湯梨浜町 1名	米子市 2名	

令和6年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修について

1 令和6年度 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

日程		内容 (案)	開催方法
事前	未定	eラーニング (動画視聴) による事前学習	オンライン
1日目	令和6年10月4日 (金)	講義、演習 (ワーク)	集合型 (会場: 倉吉未来中心)
2日目	令和6年10月5日 (土)	講義、演習 (ワーク)	
3日目	令和6年11月15日 (金)	計画作成のポイント、計画作成を通じた演習	
4日目	令和6年11月16日 (土)	計画作成を通じた演習、模擬担当者会議、意見交換、振り返り	

<変更点>

- ・研修カリキュラムの改訂 ((医療的ケア児等総合支援事業実施要綱の改正 (「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」 (令和6年3月29日付こ支障第71号 子ども家庭庁支援局長通知))により、医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラムの改正が行われたことに伴うもの。)

(※改訂カリキュラムについては下記参照)

<募集開始時期>

令和5年8月頃 (予定)

■医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム (改訂版)

(赤字下線部が改訂箇所)

科目名	時間数	内容
1 総論	1時間	① <u>地域におけるこどもの発達と支援</u> ② ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等の地域生活を支えるために ④ ⑤ 医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 <u>医療、保健</u>	3時間	① 障害のある子・こどもの成長と発達の特徴 ② 疾患の特徴 ③ 生理 ④ 日常生活における支援 (<u>感染対策、摂食嚥下、口腔ケア</u>) ⑤ 救急時の対応、 <u>災害対策支援</u> ⑥ <u>母子保健</u> ⑦ <u>訪問看護の仕組みと実際の活動</u>
3 本人・家族の思いの理解	2時間	① 本人・家族の思い ② <u>意思決定支援</u> ③ ニーズアセスメント ④ ニーズ把握事例
4 <u>福祉、保育、教育、労働</u>	3時間	① 支援の基本的枠組み ② <u>福祉の制度</u> ③ <u>遊び・保育</u> ④ <u>教育</u> ⑤ <u>労働</u> ⑥ ⑦ <u>家族支援 (きょうだい児支援、就労支援)</u> ⑧ ⑨ <u>虐待防止対策</u>
5 ライフステージにおける支援	2時間	① 各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ② NICUからの在宅移行支援 ③ 児童期における支援 ④ 学齢期における支援 ⑤ <u>移行期における支援</u> ⑥ ⑦ 成人期における支援 ⑧ ⑨ <u>医療的ケアの必要性が高い子・こどもへの支援</u>
6 <u>地域支援体制整備</u>	± 3時間	① 支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ② 支援体制整備事例 ③ <u>医療、保健、福祉、教育、労働の連携</u> ④ 地域の資源開拓・創出方法 (<u>資源把握、市町村・都道府県との連携</u>)
7 <u>計画作成のポイント</u>	2 時間	<u>演習に向けた計画作成のポイント</u>
8 7 演習 (計画作成)	7時間	<u>演習に向けた計画作成のポイント</u> 事例をもとにした計画作成の演習
9 8 演習 (事例検討)	7時間	事例をもとに、意見交換 (グループディスカッション) ・スーパーバイザーによる計画作成の指導

(参考) 医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究 報告書 https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_240415/

2 令和6年度 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

日程: 令和7年1月31日～2月1日 (2日間)

内容: 未定

鳥取県障がい者プランの改定について

○医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、各圏域及び市町村における協議の場と連携を図るとともに、各市町村に医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します

1 第6期鳥取県障がい福祉計画及び第2期鳥取県障がい児福祉計画（R3～R5）実績

項目	目標(R5年度末)	R5年度末実績	達成状況
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	5か所	6か所	達成
コーディネーターの配置市町村数	19市町村	15市町村 ※	未達成
コーディネーターの養成人数	120人	160人	達成

(※)未配置市町村…南部町、伯耆町、日野町、日南町

2 第7期鳥取県障がい福祉計画及び第3期鳥取県障がい児福祉計画（R6～R8）における目標値

項目	目標(R8年度末)	考え方
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	6か所	現状及び各市町村の計画を参考 (県、鳥取市、東部4町、中部圏域、西部圏域、岩美町)
コーディネーターの配置市町村数	19市町村	身近な地域での相談体制を確保するため、 <u>全ての市町村に1名以上のコーディネーターを配置。</u>
コーディネーターの養成人数	205人	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の計画における養成人数の目標値の合計人数以上となるよう設定 令和5年度に、県医ケア部会委員及びオブザーバーへ、コーディネーターの配置が必要だと考える機関等についてのアンケートを実施。(結果については別添参照) また、県内相談支援事業所へ研修受講に係るニーズ調査を実施。その結果をもとに、現在の配置状況を鑑みながら、新たな配置が望まれる機関、(異動等を考慮し)定期的な受講が望まれる機関の数等から、必要な人数を算出した。 ⇒45人(15人/年)以上の養成を目指す。 (※実際の募集定員は、毎年養成研修検討会で検討)

〈参考〉鳥取県障がい者プラン

<https://www.pref.tottori.lg.jp/245607.htm>

医療的ケア児等コーディネーターの養成に関するアンケート調査まとめ（医ケア部会）

- 医ケア部会委員、オブザーバー計 12 名にアンケートを送付
- アンケート回収率 83.3%（10 名 / 12 名）

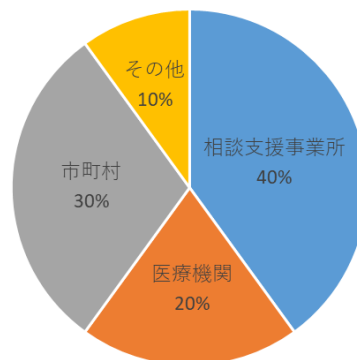
*以下、回答結果

1 現在、鳥取県において医療的ケア児等コーディネーター（以下、コーディネーター）は不足していると感じるか。

不足していると感じる	5
不足しているとは感じない	5

2 コーディネーターの配置がさらに必要と考える機関（配置が不足していると感じる機関）とその理由

相談支援事業所	4
医療機関	2
市町村	3
その他	1



*その他の意見

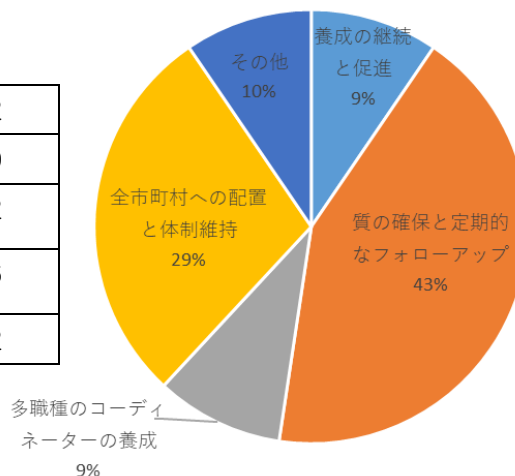
- ・教育機関、児童発達支援センターなど

<理由>

- ・医療的ケア児等が頼る先は相談支援専門員であり、医療機関との連携が必要と考えるから。
- ・現在は、コーディネーターの配置があり、実績のある相談支援事業所に相談支援を依頼している状況なので、どの事業所にも配置されれば依頼しやすく、スムーズな支援につながるため。
- ・まずは、市町村及び相談支援事業所のすべてに 1 名以上配置する。また、医療的ケア児等コーディネーターという「職種」の者を増やすという考え方ではなく、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、同研修の内容（医療面、福祉面の知識、個別支援、連携、地域づく等の理念や視点、手法など）を習得した者を増やし、対象となる相談者（利用者）に対して様々な支援機関（支援者）が共通の価値観と理念、手法等によりチームとして支援できるようになるため。
- ・相談支援専門員がない場合（福祉サービスの利用がない医療的ケア児等）、市町村の保健師等が医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う必要があるため。また、母子保健事業や障がい福祉事業における支援の延長としてコーディネーターの役割があると考えため。
- ・何か相談する際の最初の窓口になることも多いと思うので、県内の市町村すべてに配置されていると安心かと思えます。

3 コーディネーターの養成にあたり、必要と感ずること

養成の継続と促進	2
コーディネーターの質の確保と定期的なフォローアップ	9
医療的ケア児等に関わる多職種のコーディネーターを養成すること	2
全ての市町村にコーディネーターが配置されるとともに、その体制が維持されること	6
その他	2



*その他の意見

- ・地域ごとのコーディネーターの情報交換の機会づくり
- ・研修終了後の活躍の場がイメージできること（活躍の場がきちんと確保されていること）

4 その他、医療的ケア児等コーディネーターの養成や、今後の地域における支援体制づくりにおけるご意見等

- ・コーディネーター同士の横のつながりが作れるとよいと思います。
- ・行政（例えば、母子保健担当課）で保健師さんがコーディネーター養成研修を受講されても、異動となった場合、その市町村にコーディネーターが配置されているといってもよいのか疑問です。
- ・市町村の配置状況もですが、教育委員会分野（特別支援学校等）の配置状況はどうなっているのでしょうか。（地域の学校や特別支援学校に通うお子さんの支援に関わる中で、学校へのコーディネーターの配置があればよいと感じることがある。）
- ・市町村、児童相談所、療育機関に加え、特に、指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域生活支援センター、医療機関地域連携室、児童発達支援センターには1名以上配置されることが望ましい。
- ・コーディネーターの職種は相談支援専門員が最も多く、その方々とつながる形で、他職種のコーディネーターが存在するという作り方がよいと考えます。そのためには相談支援専門員が有機的に機能しているのか、各機関との連携はどうかといった調査も必要と考えます。
- ・障がい児・医療的ケア児に関わる機関が、相談支援専門員に対して、「保育所等訪問支援を入れておいて」と指示をだしたり、障がい児支援利用計画があつての個別支援計画のほすですが、事業所の「個別支援計画ありき」だったり、就園や就学への移行部分について相談支援専門員抜きで事が進んでおり、相談支援専門員にはなにも知らされていないかつたという話も聞いています。この現状があるかぎり、コーディネーターどころか、相談支援専門員が育っていないのではないかと懸念しています。
- ・障がい児支援には「成長・発達」の視点が必要不可欠。それを踏まえての養成研修等が必要だと思う。
- ・本校では、常勤の主任看護師が医療的ケア児コーディネーターの職務に当たっています。医療的な識見と児童生徒の実態特性などを十分に理解し、校内体制がきちんと確立しています。
- ・ケース自体は持っているがコーディネーターの役割は果たせていないと感じているし、相談支援専門員との役割の違いについてもよくわかっていない状況。⇒研修の機会も必要と感じているが、個別ケースにアドバイザーをつけるなどしてコーディネーターの役割が発揮できるような仕組み作りが必要と感じる。圏域ごとに医ケア児支援にかかるまとめ役（課題の抽出、検討など）が必要なのではないかと感じている。

令和6年度 医療的ケア児者に関わる県の事業

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R6予算額	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	1	医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。</p> <p>(1) 医療的ケア児等支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。</p> <p>(2) 医療的ケア児等に係る人材確保事業 重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。</p> <p>(3) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業 医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。</p> <p>(4) 医療的ケア児に係る訪問看護育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回</p> <p>(5) NICUからの地域移行支援事業 新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。</p> <p>(6) 医療的ケアを要する小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。</p> <p>(7) 医療型ショートステイ支援事業 医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>(8) 医療的ケア児等の送迎支援事業 医療的ケア児等の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用等を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費（タクシー代、付き添い看護師に係る経費）について助成する。</p>	子ども発達支援課	79,648	一部1/2	1/2又は単県	-
	2	重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	<p>重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>(1) 障がい児者在宅生活支援事業 ①施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県1/2、市町村1/2） ②家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ③エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ④要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2） ⑤要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2） ⑥重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村0～1/2、事業所0～1/2） ⑦入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ⑧家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3） ⑨身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(2) 地域療育支援事業 在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p>	子ども発達支援課	13,844	-	単県	-
	3	子ども発達支援課管理運営費（障がい児者事業所職員等研修事業）	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。	子ども発達支援課	241	-	単県	-
	4	障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。	障がい福祉課	3,000	-	単県	-
	5	重度障がい児者支援事業	<p>重度障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業（県1/2、市町村1/2） 生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>(2) 「鳥取県型（要医療障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業（県1/2、市町村1/2） 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>(3) 在宅重度障がい児者等支援体制強化事業（県1/2、市町村1/2） 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって単価設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（運転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。</p> <p>(4) 医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業（県1/2、市町村1/2） 指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。</p> <p>(5) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p>	障がい福祉課	73,650	-	単県	-
	6	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者及び強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。（鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする）	障がい福祉課	20,945	-	単県	-
	7	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う（補助率：サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額（国1/2、県1/4、市町村負担1/4） ※財政力指数に応じた減率あり）	障がい福祉課	103,677	2/3	1/3	-

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R6予算額	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,731	—	—	基金
	9	難病等医療費助成事業	指定難病（341疾患）患者に対して医療費の一部を公費負担する。		957,426	1/2	1/2	—
	10	難病患者療養支援事業	難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。 （1）難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談を実施する。 （2）在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。 （3）在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。 【新】（4）指定難病患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」の発行を開始する。	健康政策課	10,152	1/2	1/2	—
	11	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。		22,608	1/2	1/2	—
	12	保育サービス多様化促進事業	各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助を行う。 （1）障がい児保育事業（県1/2、市町村1/2） 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育認定を受けている子どもに対して保育士等を配置する場合に助成 （2）医療的ケア児保育事業（国2/3、県1/6、市町村1/6） 各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置する場合等に助成	子育て王国課	125,491	2/3	1/6 又は 単県	—
	13	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。		98,040	1/2	1/2	—
	14	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。		512	1/2	1/2 又は 1/4	—
	15	小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。		1,000	—	単県	—
	16	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等にに応じた支援を行う。	家庭支援課	5,112	1/2	1/2	—
	17	鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業	小児慢性特定疾患児童が連続して5日以上入院する場合に、保護者が5日以上宿泊して付き添いを行う際に要する費用の一部を助成する。		2,970	—	単県	—
18	小さく生まれた赤ちゃんのための手帳作成事業	通常の母子手帳では成長・発達を記録できない早産等による低体重出産児用の手帳（リトルベビーハンドブック）を改訂、増刷する。		376	—	—	—	
19	低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業	低出生体重児（リトルベビー）とその家族と地域社会との相互理解を促進し、効果的な寄り添い支援を行うため啓発活動等を行う。		1,540	—	単県	—	
教育	20	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—
	21	特別支援教育充実費（医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実）	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・学校看護師の保険加入		467	—	単県	—
	22	特別支援教育専門性向上事業（医療的ケア専門性向上事業）	（1）幼児児童生徒の教育を支える医療的ケアについて、基礎的な知識・理解や安全な手技の実施、呼吸や姿勢に関する日常的な支援事項等を研修し、充実した学校教育を実施できるようにする。 ・学校における医療的ケア連絡協議会（教職員、看護師対象） ・学校における医療的ケア研修会（教職員、看護師等対象） ・学校における医療的ケア看護師研修会（看護師対象） ・重症心身障がい児の摂食・嚥下研修（教職員、看護師等対象） ・常勤看護師の県外研修派遣（1名） ・常勤看護師のWeb研修受講（2名） （2）多職種連携（看護師、教員、主治医等）体制及び各場面の助言、緊急時等の対応に係る研修など、学校における医療的ケア実施についての指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。 ・鳥取県学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業	特別支援教育課	1,796	—	単県	—